

平成27年12月22日

〒243-0018

神奈川県厚木市中町 4-4-10

アイディーコート本厚木シティゲート 201 号

葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所

熊野本宮大社 代理人

弁護士 葉山岳夫 様 弁護士 高橋暁子 様

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-499-7231

電気通信事業者届出番号 E17-2588



回 答 書

貴殿から送付された平成27年12月22日付 FAX について下記の通り回答します。

1. 平成27年12月14日和歌山地裁での仮処分申立審尋の席での発信者情報開示については、その旨、投稿者に連絡を行い、投稿者が当方に今週中に身元を名乗り出ない場合は、12月28日(月)に発信者情報を開示します。
2. スレッド「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立 の投稿番号53番、59番についての投稿削除、発信者情報開示については、平成27年12月14日和歌山地裁での仮処分申立審尋の席での対象に入っていないので、別途、和歌山地裁に仮処分申立を行ってください。
3. 熊野本宮大社宮司との面会の申し出に対して、応じかねないという回答は了解しました。

以 上